

フロン排出抑制法について

【法規概要】 2015年4月から冷凍空調機器（第1種特定製品）の簡易点検・定期点検が義務化されました。

管理者に求める点検（簡易点検・定期点検）の内容

	点検内容	点検頻度	点検実施者
【簡易点検】 全ての第一種特定製品 (業務用の冷凍空調機器)	<ul style="list-style-type: none">● 冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度● 製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えい徴候有無	3か月に1回以上	実施者の 具体的な限定なし
(上乗せ) 【定期点検】 うち、圧縮機に用いられる 電動機の定格出力が 7.5kW以上の機器	<u>定期的に直接法や間接法による 専門的な冷媒漏えい検査を実施。</u>	<ul style="list-style-type: none">7.5kW以上の冷凍冷蔵機器 1年に1回以上50kW以上の空調機器 1年に1回以上7.5~50kW未満の空調機器 3年に1回以上	機器等に関する 十分な知見を有する者 (社内・社外を問わない)

(出典：環境省 フロン排出抑制ポータルサイト)
<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

対象機器

エアコンプレッサ内蔵の冷凍式ドライヤ（除湿機）が「簡易点検」の対象
(電動機定格出力が7.5kW未満)

【簡易点検について】

点検内容	点検頻度	点検実施者
<ul style="list-style-type: none">● 目視にて、油にじみ、配管等の損傷、フィルタ等の汚れ、異常振動、冷媒圧力等を確認● 聴覚確認にて、圧縮機、ファン等の機器の異音エア漏れ等の有無を確認	3か月に1回以上	お客様